交通安全だより

生活道路の法定速度は時速30㎞になりました

Q 生活道路ってどんな道路？

A 日常生活に利用されている住宅街などにある、中央線や中央分離帯がない道路のことだよ。狭い道路が多くて全国の道路の約七割が生活道路なんだって。9月1日から生活道路の制限速度が時速30キロになったんだよ。

Q 生活道路はどんな道路でも制限速度が30キロになったの？

A 道路標識があったら道路標識の速度に従うよ。

Q 人が歩いていなくても30キロなの？

A 人が歩いていなくても、田んぼの真ん中の道でも、林の中の道でも、標識がなくて白い中央線などが引いてなかったら30キロだよ。勘違いしている人がまだまだいるから覚えておこうね。

※法定速度とは…道路標識がない道路における政令で定める最高速度のこと



問 企画調整課　生活安全係　☎22-1152

消費生活だより

～くらしの危険～ リースバック契約は慎重に！

自宅マンションについて「リースバック」の説明をしたいと電話があり、不動産業者が来訪した。「1,200万円で自宅売却後、家賃を支払い、そのまま住むという契約」について長時間勧誘され、契約してしまった。後日親族から「売却価格が安い。よく考えた方がいい」と言われ解約を申し入れたが、手付金50万円の返金と違約金50万円を請求された。契約書には違約金の記載があるが、勧誘時に一切説明されておらず納得できない。



●自宅を売却するつもりがない場合は、不動産業者から電話がかかってきてもきっぱりと断り、今後勧誘しないよう伝えましょう。

●契約を検討する場合は、提示された売却価格について複数事業者に意見を聞き、住み続ける間の家賃を支払うことができるのか、また、退去を求められることになった場合に住む場所を確保できるのかなどについて検討しましょう。

●不動産業者に自宅を売却する場合、クーリング・オフができません。契約解除には、手付金の倍額を支払うことになり、手付解除が可能な期間を過ぎると高額な違約金が必要になる場合があります。



●国土交通省の「住宅のリースバックに関するガイドブック」を活用し、家族など信頼できる方に相談し、慎重に判断しましょう。

●困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください（消費者ホットライン188）。

12月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	12/2（水）　16（水）	☎22-1152
	二次元コードからも予約できます	
関ケ原町	12/9（水）　23（水）	☎43-0070
養老町	12/7（月）　21（月）	☎32-1108
神戸町	12/14（月）　28（月）	☎27-3111
輪之内町	12/3（木）　17（木）	☎68-0185
安八町	12/10（木）　24（木）	☎64-3111

問 企画調整課　生活安全係　☎22-1152